

納谷 廣美 著

# 事故と裁判

論評者：平賀 真紀

温故知新 - 4

本論稿では、事故により生じ得る紛争とその解決手段に関し、自主的・自治的解決方法である和解や調停等について、および後見的・強制的解決方法である民事裁判手続についての横断的な解説がなされている。さらに、裁判に至るまでの流れや民事訴訟手続における基本的な概念についての説明がほぼ網羅されている。

契約関係から生じる紛争と違い、交通事故や医療過誤事件などは、普段法律問題とは縁遠い人といえども、誰もが被害者になる可能性がある。そしてそのような場合には、本人の意思とはかわりなく、いやおうなしに紛争に巻き込まれてしまう。自動車やバイクによる交通事故は日常的に頻発しており、過去には航空機の墜落や列車の脱線による大規模な事故が発生し、甚大な被害をもたらしている。

このように、事故による裁判というのは、誰もが潜在的に当事者になる可能性を持っているにも関わらず、裁判その他の紛争解決手段やその手続については、多くの人がまったくと言ってよいほど知らないというのが現実である。したがって、ほとんどの人が、不運にも実際に事故の被害者や加害者となってしまった後に初めて、弁護士などの専門家の手を借りながら紛争解決手続に直面することになる。

もちろん、弁護士は裁判手続をはじめとする紛争解決の専門家であり、依頼人の利益のために手続を進めていくわけであるが、依頼人本人が裁判などの手続についてある程度理解しているか否か

により、最終的な問題解決までの所要時間や結果に違いが生じる場合も少なくない。

本論稿でも、現実には事故が発生した場合にすぐに訴訟が提起されないことが多く、相手方との直接的な交渉がもたれることが通常であると述べられているが、約20年経過した現在においても、我が国はアメリカのような訴訟社会とは違って、裁判に至るまでには当事者間である程度の折衝があるのが通常であり、当事者同士の話し合いではどうにもならなくなってから裁判に持ち込まれる場合がほとんどである。このような状況に陥って初めて弁護士などの専門家が相談を受けることになるわけであるが、裁判において依頼人に有利な立証活動を展開すべく当事者の話を聞いてみても、当事者が裁判において有利な証拠となり得るような書面等を処分してしまった場合には、これらを証拠として提出することをあきらめざるを得ず、他の立証方法を考えねばならない。

常に紛争を予期して、疑心暗鬼になるのも問題であるが、現実には紛争に巻き込まれてしまった場合を考えると、裁判制度について一応の知識があるのとないのでは、どの時点で専門家に相談すべきか否かの判断も含めて、その後の対応の仕方に違いが出てくるであろう。その意味でも、本論稿は、裁判制度になじみがない人にもわかりやすく、各項目につき簡潔にポイントを押さえた解説がなされている点で、非常に参考になるものである。

本論稿掲載後、民事訴訟法の大規模な改正がなされ、1998年1月1日に改正民事訴訟法が施行さ

れており、民事裁判を取り巻く制度は本論稿掲載当時と比べいくらか変容している。これまでの間、公害、医療、環境、製造物責任などのいわゆる現代型訴訟は、証拠が一方当事者に偏在しており、紛争解決までには多大な費用と労力を要して来た。

このような現象を背景として、この改正は、国民にわかりやすく利用しやすい民事訴訟制度を目指して行われた。形式面においては、法文を現代語化し、手続の流れに沿った条文の配列とするとともに、内容面においても、争点整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、少額訴訟手続の創設、最高裁判所への上告手続の整備などが実現された。

前述の改正事項のうち、の証拠収集手続の拡充の一つが、文書提出命令における文書提出義務の拡充である。この文書提出義務の拡充は民事訴訟法改正の目玉とも言えるものである。本論稿で述べられているように、法改正前は、文書提出義務は限定的に認められていたに過ぎなかった。そのため証拠偏在型の訴訟においては、当事者の実質的公平を図ることは難しかった。旧法下においても解釈により文書提出義務が広げられていたが、あくまでも例外的に義務が拡大されていたに過ぎない。

この点、改正法では、新たに文書提出義務を一般化し、企業・私人が所有する文書について、原則として文書提出義務があるとされている（民事訴訟法220条4号）。原則として文書提出義務が制限され、例外的に提出義務が認められていた改正前の状況と比べて、文書提出義務が一般化されたということは極めて大きな意義を有するものである。

また、改正法では、証拠収集手続の拡充の一環として、当事者が相手方に事実を確認しようとする場合、訴訟係属中であれば、当事者が主張または立証を準備するために必要な事項について、相手方に書面で回答するように照会することができ

る当事者照会制度が新設された。

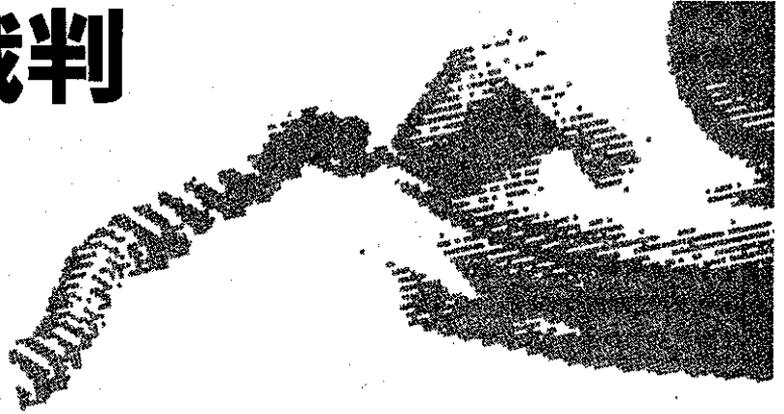
このような大幅な改正を経て、さらに、2003年に、計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設、特許権等関係訴訟事件の専属管轄化、簡易裁判所の機能の充実などを主な内容とする改正がなされ、さらなる民事裁判制度の充実および迅速化が図られた。

特に注目すべきは、の証拠収集手段の拡充として、訴えの提起前における照会および訴えの提起前における証拠収集の処分の手続について、新たに当事者の証拠収集活動を充実させるための各種制度が新設された点である。具体的には、イ）訴えの提起前における照会として、当事者が訴えの提起前において、必要な証拠や情報について被告となるべき者に照会することができる制度、ロ）訴えの提起前における証拠収集の処分として、文書送付囑託、調査囑託、意見陳述の囑託、現況調査などの制度が新設された。以上のような民事訴訟法の改正によって、裁判手続の一層の充実とスピードアップが図られている。

公権的・強制的紛争解決手段である裁判手続は、一般市民にとって利用しやすいものであるべきであり、また、これを利用する側としても、その制度内容について一応の理解をしておくことは、自己の紛争解決にあたって有益なことである。前述のとおり、本論稿が執筆されてから民事訴訟法の大規模な改正がなされているが、本論稿において説明されている裁判手続の流れ並びに証拠裁判、証明責任、訴訟要件および管轄などの民事訴訟における基本概念は変わっていない。裁判制度の基本構造の理解の助けとして、また法改正をフォローする上での基礎として、是非一読して頂きたい論稿である。

# 事故と裁判

納谷廣美



## 第1 民事裁判制度

### 1. 事故をめぐる私的紛争

事故をめぐる紛争は、大別すると、損害賠償の責任とその額について生じます。

前者は、加害者はだれかという、いわばスリラー小説の犯人捜しのごとき問題から始まります。当該事故がどのような原因・経過によって発生したか（「因果関係」の存在）がはっきりしないと、加害者(企業)との間で争いが生じます。また、被害者が損害と主張しているものが法的に承認された「損害」といえるかが争われる場合もあります。実体法上の権利が侵害されている場合には、法的な意味での「損害」があったといえますが、その利益が実体法上権利としていまだ確立していない程度(状態)の場合、これを訴訟上救済すべきかが問題となります。

民事裁判では、被害者の救済という観点も大切ですが、他方、その相手方とされる当事者サイドの利益との調和（これまで適法とされてきた行為が、違法とされるわけですから、不測の事態とならないように配慮しなければならない）も図っていかねばならないので、難しいところがあります。

他方、損害賠償額の点に関する争いもあります。事故で死亡した子の親が、「お金よりも、死んだ子を返してくれ」と叫ぶ姿を、よくテレビ等で見聞しますが、このような叫びは、賠償すべき金額の

点で当事者間の折り合いがつきにくいことを象徴的に物語っているといえます。

後に詳述するところですが、たとえば損害の一つの項目とされている精神的損害を採り上げてみますと、これに対して、どの程度の慰籍料を支払うべきかの点につき、法規上の定めがあるわけではありませぬので、被害者と加害者との間で大きく見解を異にする可能性がありますし、現実の問題としても、厳しい対立となっています。

なお、仮に損害賠償が決まったとしても、これが履行されるか否かは、別な問題として存じます。加害者に資産がなければ、いくら高い金額が賠償の額として決まっても、経済的には無に等しいものであります。また、加害者に資産があっても、自発的に支払わない場合がありますが、このときには、権利の強制的実現（民事執行）の手続をも考えなければ、紛争の最終的な解決を図ることができません。

このように、事故をめぐる紛争といっても、一様に論ずることは適切ではなく、むしろ個別の具体的事件において、どのような事項につき、どのような紛争があるかを的確に把握したうえで、当該紛争に最もふさわしい解決手段を選択していくことが必要であります。

この解決手段としては、紛争当事者間の合意による自主的・自治的解決方式と、民事裁判という語で代表される公権的・強制的解決方式があり、両者は分けて考察することが適切であると思えます。後者については、後に項を改めて説明するこ

とし、ここでは、前者の解決方式について説明します。

この方式に属する法的制度は、和解・調停および仲裁の各制度があります。和解は、示談ともいわれているもので、当事者が紛争につき相互に譲歩することによって、紛争を解決させる合意です。この合意は、民法上「和解契約」といわれていますが(同法695条、696条参照)、もし、この合意が裁判所の手続内で成立した場合には、とくに「裁判上の和解」といわれています(このなかで、さらに「起訴前の和解」または「即決和解」といわれるものと、「訴訟上の和解」とがあり、分けて説明されています。当該紛争につき訴訟が開始される前か、それともその後かによる分類ですが、両者間には訴訟法上の効果の点では差異はありません)。

通常の和解と裁判上の和解との間には、後者につき民事訴訟法上、特別な効果が付加されている点(同法203条参照)で相違があります。とくに執行力が付加されている点は、注目すべきところです。もし相手方において、和解条件を履行しなければ、後者の場合、直ちに強制執行の手続に移行させて、国家権力(執行権)による権利の強制的実現を図ることができます。

第二の調停制度は、当該紛争の当事者以外の人(この第三者を調停委員とっています)を、話し合い(交渉)の場に関与させて、当事者間の合意形成に向けて補助させる制度であります。この制度は、いろいろな法分野で採用されていますが、本テーマとの関係では民事調停法で規律されているものが一般的なものといえます。

ここでは、紛争当事者は、調停委員から種々のアドバイス、説得などを受けて、自分の考えを見直す機会が与えられます。ここで紛争を解決するかどうか、またどのような条件のもとで紛争にピリオドを打つかについては、自己の自由な判断(考え)で決定することができます。もし調停が成立すると、その効果は裁判上の和解と同一の効果を有するものとされています(民事調停法16条参照)。

第三の仲裁制度は、紛争当事者が、第三者たる仲裁人の判断に、その紛争の解決をゆだねる制度です(民事訴訟法786条以下参照)。この仲裁判断にも、裁判上の和解と同様の効果があります(同

法800条参照)。

紛争の解決を仲裁人の判断にゆだねるか否かが紛争当事者間の合意によって決まることから、自主的・自治的解決の方式に属しているといわれていますが、仲裁人を裁判官に置き換えてみますと、簡易化された裁判制度ともいい得ると思います。

## 2 民事裁判の構造

近代の裁判制度は、法による裁判を基本としています。これは、裁判の内容およびその手続の進め方が法律によって規制されていることを意味しています。すなわち、裁判の内容を規律する法律は実体法といわれ、民法・商法などがこれに属しています。ここでは、裁判所(官)が当該紛争につきどのような内容の判断をすべきかを規律しています。

他方、裁判手続を規律する法律は、手続法といわれ、その基本的・一般的な法律として民事訴訟法があります。ここでは、訴訟手続につき種々の約束ごとを定めており、裁判官および当事者は合意によっても、これを変えることができません(便宜訴訟禁止の原則といわれています)。

ところで、近代裁判制度のもう一つの特色は、証拠裁判という点にあります。

古い時代の裁判は、「神の告げ」という形を装って行われていたとの報告もありますが、このような方法の裁判では、裁判する人物の恣意によって裁判結果が左右されることになり、妥当なものといえません。そこで、近代国家の裁判制度は、通常、証拠によって主張事実を裏付けさせ、その確定事実につき法を適用するというプロセスをとります。

このプロセスが、いわゆる三段論法と類似していることから、民事裁判は法的三段論法によって行われているといわれています。大前提として「法規」、小前提として「事実」、結論として「権利」という組立ての構造です。ここでの「事実」の収集は、証拠に基づかなければならないとされています。

民事裁判の実務で一番難しいのが、この事実収集の問題です。通常の民事訴訟(専門用語でいいますと、後述する「弁論主義が妥当する領域の訴訟」です)の場合、まず訴訟の当事者は、事実関

係につき主張することが求められています。紛争がどういう事実関係のもとに形成されているかにつき、各当事者が自分の信じている（または理解している）ところに従って、具体的に、かつ明確に陳述することが必要とされています（主張責任の原則。ところが事件によっては、ある程度の証拠調べが進んだ後でなければ、当事者自身にも事実関係がわからないこともあります。事故の賠償を請求する事件では、このような事態に陥ることがあります）。

そして、もし当事者間に対立する事実主張（専門用語では「争点」と呼称されています）があれば、この点につき証拠による証明が求められます。もし当事者が証明することができなければ、その主張にかかる事実は存在しなかったものとして取り扱われて、裁判がなされます。このような取り扱いによる不利益負担は「証明責任」といわれています（挙証責任・立証責任などの言葉で表現されることもあります。近時は、証明責任という語が一般化されつつあります）。

この責任をどちらの当事者に分配すべきかについては、契約関係から派生する紛争の訴訟事件では、伝統的に確立されているものがありますので、とくに問題とされません。しかし、事故が不法行為などに基づく損害賠償請求訴訟の事件では、伝統的な分配基準によると手続法的にみて不公平な結果になる場合もあることから、近時、その見直し（再検討）が提唱されています。

### 3 訴訟開始前の諸問題

現実には事故が発生したときでも、すぐに訴訟が提起されないことが多く、むしろこれが通常の実態であるといえます。

当事者は、まず相手方と直接的に口頭による交渉（話し合い）をもちます。これによって合意（示談）が成立すれば、民事裁判に比して、時間・費用などの節約につながるうえに、双方とも一応の満足感をもって紛争の解決を図れることから、当事者は可及的に、この方式による解決を要望しているといえます。

話し合いによる解決の見込みが薄いときには、当事者は権利行使の保全として、（イ）内容証明郵便

による催告、（ロ）証拠の保全、（ハ）仮差押による執行保全などの措置をとる場合があります。

内容証明の文書がくると驚いてしまう人もおりますが、これだけでは受信者（加害者）サイドが法的に不利益になることはありません。むしろ、発信人（被害者）が権利行使を長い間怠っていたために、消滅時効にかかる（不法行為の場合には、損害および加害者を知ることができた時から起算して、3年間で消滅時効が完成します。民法724条参照）ので、その中断を図るためにとられる手段とされるところに意味があります（もつとも、話し合いの糸口を設定するために行われることもあります）。

上記（ロ）の証拠保全は、たとえば事故の現場を明らかにしておくためとか、証人予定の人物が病氣等の理由で、将来の証人調べまで健全でいられるかどうかの点で不確実なために、その証言を事前に確保しておく必要がある場合に行われます（民事訴訟法343条以下参照）。加害者がわからない場合でも行うことができます。

上記（ハ）の仮差押は、将来賠償金の支払いを命ずる判決を得ても、相手方たる加害者が資産を失ってしまえば、結局、その判決が無意味になってしまうことになるので、このような事態を防ぐために、執行の対象となり得る財産を仮に差し押えて、執行の保全を図る制度です（民事訴訟法737条以下参照）。

仮差押の執行を受けても、これだけで財産を奪われるわけではありません。損害賠償請求訴訟で、被害者が勝訴して、当該の目的財産に対して本差押をした場合に初めて、仮差押が行われた時までさかのぼった順位で、差押の効力が生ずるに過ぎません（順位保全の効力。仮差押の後、本差押までの処分は、この差押手続との関係では、否定されます）。

## 第2 訴訟上の諸問題

### 1 訴訟の開始

「訴えなければ裁判なし」という法諺があります。民事裁判は、訴えがあった場合にのみ行われ

ることを表現している諺ですが、この訴えとはどのようなものでしょうか。それは、原告の権利主張につき審判を求める申立てであるといわれています。

審判の対象は、通常の場合、特定の権利または法律関係ですが、これを専門用語では、訴訟物とか、訴訟の目的とか、または請求(訴訟上の請求)と呼んでいます。

当事者は訴えで、さらにだれとの間で、どのような形式の裁判(給付判決・確認判決、それと形成判決が代表的・伝統的な類型です)を求めるとについても、選択して要求します。この訴えを受理して、担当する裁判所(受訴裁判所といわれています)は、この審判要求行為である訴えが適法であるか否かを、まず審査します。

この適法要件は、専門用語で訴訟要件と呼ばれていますが、そのなかには、裁判権、管轄権、当事者の実在・能力・適格、さらには申立の手数料納付(民事訴訟費用等に関する法律3条別表第一参照)などが含まれています。ここでは、管轄の問題だけを採り上げることにします。

管轄の問題は、どの裁判所が当該事件につき裁判をなし得るかの問題であり、通常は法定されています(法定管轄といえます)。これには、職分管轄(裁判権の作用による分類で、その代表的なものが審級管轄です)、事物管轄(第一審は、地方裁判所と簡易裁判所によって担当されていますが、訴額が90万円を超える場合が前者の担当で、これ以下の場合には後者の担当です)、土地管轄(管轄区域を異にする同種の裁判所のうち、いずれの裁判所が担当するか、当該事件との人的関連などの事由によって分配されています)があり、この三つを組み合わせることによって具体的に管轄裁判所が定まります。

法定管轄のほかに、指定管轄(民事訴訟法24条)、合意管轄(同法25条)および応訴管轄(同法26条)の各制度がありますが、ここでは保険約款などにみられる合意管轄について若干触れてみたいと思います。

これは、当事者の合意によって生ずる管轄です。たとえば特定の事件につき、東京地方裁判所だけを管轄裁判所とする旨の合意をする場合のごとく、当事者の意思が明確な場合には格別な問題は生じ

ないのですが、実務で時としてみられる「本契約に関する管轄裁判所は、A会社の本店所在地を管轄地域とする地方裁判所とする」旨のごとき合意の場合には、法定の管轄裁判所のほかに管轄裁判所を追加する合意(付加的合意)か、それとも専ら当該裁判所の管轄だけを認めて、その他の裁判所の管轄をすべて排除する合意(専属的合意)かが明らかでなく、この点につき争いが生ずることがあります。合意内容の解釈の問題ですが、私は、特別な事情がないかぎり、専属的な合意と解釈すべきものと考えています。

なお、この専属的管轄の合意の場合、経済的弱者を圧迫して正当な権利行使を断念させる危険がありますし(この場合、民法90条を適用して、合意の無効を主張すべきものと考えます)、また、事件が大都市に集中し、大都市の裁判所の著しい負担増加とそれに伴う訴訟遅延の拡大をもたらす危険があります(この場合、移送の処理が許されます)ので、立法政策上の問題があります(ドイツでは、最近、消費者保護の観点から制限する改正が行われました)。

訴えの本体ともいえるべき訴訟物については、各種の訴訟に共通する基本問題もありますが、各訴訟によって個別的に検討すべき問題がありますので、ここでは損害賠償請求訴訟における訴訟物について述べることにします。

一つの事故によって発生する損害の種類(費目)は、多種多様なものです。交通事故による人身事故を例にとってみても、精神的損害としての慰籍料、逸失利益(事故に遭わなければ得ることができたであろう利益)、治療などに要する費用の出損、物損(メガネ・時計・衣服などの破損)、後遺症などの諸問題がありますが、訴えを提起する場合、これらをすべて請求しておかなければならないのか、それともその一部だけにつき請求することも許されるのかが問題となっています。とくに後者(一部請求)の場合、残余の請求を、前訴の確定後になし得るのかが問題になっています。

権利者は、権利の全部を一度に行使することも、また、その一部だけを行使することも自由である(この典型的な例は、債権者の連帯債務者に対する請求のなかにみられます。民法432条参照)との

私法上の原則に従って、この一部請求を認める立場もありますし、被害者保護の観点からこれを認める立場もあります。

これに対して、私人間レベルでの権利行使の場合と異なり、訴訟の場合には、国家制度の一つである民事裁判制度の効率的運用という面も考えなければならないとして、紛争解決の一回性の原則（一つの事件は、一つの訴訟手続のなかですべて解決されるべきであるとする）を強く押し出す立場もあります。訴訟政策上、大変難しい問題ですが、私は次のように考えています。

契約をめぐる訴訟事件の場合には、一部請求であっても、当該契約の存否・内容を全面的に判断したうえでなければ裁判をすることができませんので、審判の重複・矛盾という訴訟制度上の回避すべき事態が発生します。これに反して損害賠償の請求の場合には、賠償責任の有無という点では同様なことが問題になりますが、損害の点では、個別的な審判が必要となりますので、同種の損害については、一回限りの訴訟しか利用できないとの制限を付すとともに、他方、訴訟上の請求に含まれていない損害については、別途請求する旨をあらかじめ明らかにして訴えている場合に限り、残余請求の訴えを適法と認めていくべきものと考えています。

## 2 訴訟の審理

損害賠償を求める訴訟は、弁論主義が妥当する領域の訴訟ですから、事案の解明は当事者の権限と責任のもとに行われます。当事者は、自己に有利な事実を主張し、必要に応じてこれを証明することになります。証明責任の分配に関する見解は、訴訟物たる権利または法律関係の発生根拠事由（たとえば売買代金の請求のときは、売買契約。「請求原因事実」といいます）は原告に、この発生を妨げる障害事由およびその消滅事由（たとえば錯誤、消滅時効。これらの事実を「抗弁事実」といいます）は被告に、そしてこの抗弁の発生を妨げる事由（たとえば消滅時効については、時効の中断がこれに該当します。このような事実を「再抗弁事実」といいます）は原告に、という具合に分配されています。

ところで、損害賠償の請求が不法行為（民法709条）に基づく場合を例にとると、その請求原因事実は、被告の権利侵害は被告の故意または過失によることの実事ですが、被害者たる原告にとって、具体的な事実関係を主張したり、証明することが困難な場合があります（むしろ、このような証拠偏在が通常であるともいえます）。

そこで、当事者間の公平を図るために、諸々の方策が提唱されています。証明責任の転換（自賠法3条は、その典型例といわれています）、間接反証の理論、一応の推定の理論（または表見証明の理論）、解明義務の提唱、模索的証拠の申立などが検討されていますが、ここで文書提出命令の適用範囲の拡大について述べることにします。

現代では、文書は証拠としての価値をますます高めています。契約をめぐる訴訟事件では、当事者は事前に、契約書・覚書・念書といわれる文書を作成して、これを保持している場合が多いのですが、公害などの現代型訴訟事件の場合には、加害者とされる被告のサイドには、事前または事後の当該事件に関する証拠文書が存しているにもかかわらず、被害者たる原告サイドには、そのような証拠資料（文書）が存しないことが多いといわれています。

そこで原告としては、訴訟で原因（帰責事由）を明らかにするには、まずもって、これに関する相手方保持の文書入手する必要があります。相手方がこれに応じて、任意に文書を提出する場合には、訴訟上特別な問題は生じませんが、通常の場合、いろいろな理由をつけて相手方は文書提出を拒否します。

強制的に文書を提出させるために、文書提出命令という制度がありますが（民事訴訟法314条）、この前提として、相手方に提出義務があることが必要です（同法312条）。文書が（イ）訴訟での引用文書、（ロ）引渡または閲覧を請求し得る文書、（ハ）利益文書または法律関係文書である場合に限り、この義務があるとされています。

法律がこのような制限をしたのは、個人主義の原理を背景にしていることに基づくものであり、それなりの訴訟政策的な根拠を有しています。しかし、契約をめぐる訴訟事件の場合にはともかく、

証拠の偏在が明らかな公害訴訟などの事件では、提出義務の範囲を拡大させて、手続上実質的な公平を図ることが必要であり、これによってのみ国民の期待にそうことができる裁判制度になり得ると考えます。近時、このような考えのもとに、解釈論として上述(ハ)の利益文書または法律関係文書という観念を広く把握する試みがなされています(スモン訴訟におけるカルテ提出命令など、判例上も、幾つかの実例がみられるようになっております)。

### 3 裁判

訴訟事件の裁判は、判決という形式をとります。判決書には、主文、事実の要約(主張事実と争点)および判決理由などが記載されています(民事訴訟法191条)。

主文は、裁判所の紛争(事件)に関する結論の部分で、訴えに対する応答といえます。裁判所は、その結論(訴訟物に関する判断)として、たとえば原告の請求(要求)を超えて判決することが正当であると思っても、これを超えることができません(処分権主義といわれているものの内容の一つです)。これは自己責任の原則を背景にした要請です(同法196条参照)。

したがって、賠償金として800万円が相当と判断しても、原告が500万円しか請求していない場合は、裁判所は、500万円の判決しか宣告することができません。この金額の判決が確定しますと、被害者は後になって、さらに300万円を請求することができません(このような効力を、専門用語で「既判力」と呼んでいます)。

これが原則ですが、判決の確定後になって、前の訴訟中にはわからなかった後遺症が出てきた場合には、別個の紛争とみて、再び、訴訟でこの部分の請求をすることは適法であるとされています(多数説)。

ところで、判決理由中で損害の算定が行われますが、この算定方法については、いろいろと困難な問題があります。人身事故の場合、損害は被害者の生命または身体ですが、これをそのまま金銭的に評価することはできません。そこで実務的な手法として、現在では、種々の損害費目を掲げて、

それぞれの金額を積算するという方式を採用しています。

前述した逸失利益は、その代表的な例です。たとえば死亡による逸失利益は、原則として、事故前の収入を基礎として、これに就労可能年数(これは平均余命と関連づけられています)を掛けて、その積から中間利息を控除する(このための方式として、ホフマン方式とかライブニッツ方式が採用されています)ことによって算出されています。これは、明らかに仮定的な条件を前提にして算定しているものであり、証拠によって証明できるという性質のもではありません。

また慰籍料は、法理論としては諸般の事情を総合的に勘案して決めることになっていますが、実務的な手法として、一家の支柱たる人物が死亡した場合は2,000万円とか、入院3か月は108万円というように定型化しつつあります。これも直接的に証拠で証明できる性質のものではなく、裁判官の裁量にゆだねられているといっても過言ではありません(アメリカでは、日本とは桁違いの巨額な賠償金支払いが命じられています。保険制度とか、陪審制度など両国には異なる事情もありますが、参考にとどめておきたい事柄です)。

いずれにせよ、トータルとしての賠償金が低すぎても、また高すぎても、社会的なコンセンサスを得ることができません。近時の公害訴訟で、原告が一括かつ一律の賠償請求をしているのも、このような事情を勘案してのことと思います。

言渡しがなされた判決につき不服があるときには、当事者は上訴審に対し不服申立をすることができます。判決が送達された日から2週間以内に不服の申立をしなければなりません(民事訴訟法366条・396条)。第2審は控訴審といわれ、第1審に引き続いて事実審理をして、判決を下します。第3審は上告審といわれ、憲法違反などの法律問題につき判断をすることになっています。これらの上訴期間内に不服申立がないと、判決は確定し、既判力(確定判決の内容である判断の通用性をいいます)・執行力(確定判決で認められている給付義務を、強制執行によって実現できる効力をいいます)などが生じることになります。

(なや ひろみ/明治大学法学部教授)